

## 確定申告のポイント<sup>①</sup>

2013年分の所得税の確定申告が迫ってきた。農業収入や専従者給与の注意点、住宅の増改築などに関わる税の軽減措置など主なポイントを、ランドマーク税理士法人（横浜市）の清田幸弘代表に解説してもらおう。

◇（6回連載）

農業経営を行う上で税金対策は悩みの一つであろう。損をしないための対策や手続きについて6回にわたり紹介する。今回は、確定申告の概観や心構えについて取り上げてみよう。

所得税は、毎年1月1日から12月31日（年の中で死亡した場合には、死亡した日まで）の1年間に生じた各種の所得金額に基づいて計算し、原則その年の翌年2月16日から3月15日までに申告・納付しなければならない。農業などの事業者は、自分で所得を計算し、申告・納税しなければならない煩雑さはあるが、確定申告することにより、有利な計算方法を選択して税金を安くしたり、払い過ぎた税金を取り戻せたりというメリットもある。

では、確定申告の必要があるのはどのような場合か？ 農業など事業から生ずる所得、地代・家賃などの不動産所得、年金（一定の公的年金を除く）な

どの雑所得、土地・建物・株などの譲渡所得の合計額が所得控除の合計額を超える場合等に申告が必要となる。

しかし、申告の必要がなくても、その年において生じた純損失（不動産所得・事業所得・山林所得・一定の譲渡所得の計算上生じた損失）等がある場合には、確定申告書を提出することにより、その年の翌年以後に繰り越し控除や繰り戻し還付を受けることができる。また、前述の申告書を提出すべき場合や、提出できる場合以外に、源泉徴収税額や予納税額の還付を受けようとする場合にも提出することができるとなる。この場合の提出期間は、その年の翌年1月1日から3月15日までなので、還付を受けるための申告は、2月16日まで待たず早めに手続きを行っておくと良いだろう。

また、13年から37年までの各年分の基準所得税額の2・1%の復興特別所得税額を所得税と併せて申告・納付することになることを、忘れないでください。

## 煩雑でも控除や還付

### 特典



◇  
〈せいいた・ゆきひろ〉 1962年、横浜市に農家の長男として生まれる。

農協勤務の後、税理士として開業。農家・地主の気持ちを理解できる税理士として1000件を超す相続税申告に携わっている。